

## 徳島県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、徳島県肝炎医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を養成し、県民への肝炎医療に関する普及啓発、患者及びその家族への情報提供等の支援に活用することにより、地域において、肝炎患者等が直面する諸課題に対応できる人材を育成・確保し、徳島県の肝炎対策を推進することを目的とする。

### (基本的な役割)

第2条 コーディネーターは、第6条第1項の規定による認定を受けて、肝炎患者及び肝炎ウイルス検査陽性等（以下「肝炎患者等」という。）が適切な肝炎医療及び支援を受けられるように、医療機関、行政機関並びにその他の地域及び職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療を促進するとともに、行政機関及び医療機関によるその後のフォローアップが円滑に行われるよう、それぞれの立場で支援することを基本的な役割とする。

2 コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

### (配置)

第3条 コーディネーターは、次の機関等に配置するものとする。

- (1) 肝疾患診療連携拠点病院及び肝疾患専門医療機関をはじめとする医療機関（歯科診療所を含む）
- (2) 保健所及び市町村の肝炎担当部署
- (3) 検診機関
- (4) 薬局
- (5) 障がい福祉・介護事業所
- (6) 民間の企業及び団体並びに医療保険者等の職域機関
- (7) 肝炎患者の団体等

2 県は、第1項に規定する機関に、コーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、第6条及び第7条の規定によるコーディネーターの認定及び登録を行うものとする。

### (活動内容)

第4条 コーディネーターの活動内容は、コーディネーターが配置される機関に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関その他の医療機関及び検診機関
  - ア 肝炎の検査及び治療に関する情報提供及び相談助言
  - イ 肝炎患者等を支援するための制度及び窓口の案内
  - ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
  - エ 肝臓病教室等への参加

- オ アからエまでに掲げるもののほか、第2条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (2) 保健所及び市町村の肝炎担当部署
- ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
- イ 肝炎患者等を支援するための制度及び窓口の案内
- ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
- エ アからウまでに掲げるもののほか、第2条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (3) 民間の企業及び団体並びに医療保険者等の職域機関
- ア 事業主、人事管理部門及び従業員等への普及啓発
- イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内
- ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
- エ アからウまでに掲げるもののほか、第2条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (4) (1)から(3)までの機関以外の機関
- ア 肝炎ウイルス検査の受検及び肝炎患者等への理解促進のための普及啓発
- イ アに掲げるもののほか、第2条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(養成)

- 第5条 肝疾患診療連携拠点病院は、県からの委託により、コーディネーターの養成及び技術向上を図るため、肝炎に関する知識や各種情報の習得に係る研修及び理解度の確認を行う。
- 2 県は、肝疾患診療連携拠点病院が実施するコーディネーターの養成等の支援を行うとともに、所定の課程を修了し、一定の理解度を満たす者に受講証明書（様式第1号）を交付する。
- 3 前項の対象者は、次に掲げる者とする。
- (1) 医師、薬剤師、看護師等の保健医療関係者
- (2) 保健師等、保健所又は市町村で肝炎対策を担当する者
- (3) 産業医等の企業又は団体で健康管理を担当する者
- (4) 肝炎患者又はその家族
- (5) その他肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する者
- 4 前項に規定する養成研修は、おおむね4時間程度実施し、内容は次のとおりとする。
- (1) コーディネーターに期待される役割、心構え等
- (2) 肝疾患の基本的な知識
- (3) 県の肝炎対策
- (4) 地域の肝疾患診療連携体制
- (5) コーディネーターの具体的な活動事例
- 5 災害又は感染症の流行その他やむを得ない事由がある場合には、養成研修に代えてWEBによる講習や資料の配布を行い、理解度の確認を行った上で第1項の要件を満たしたものとみなすことができる。

(認定)

第6条 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者をコーディネーターとして認定し、認定証（様式第2号）とともにバッジを交付する。

(1) 第5条の研修を受講し、受講証明書の交付を受けた者

(2) 認定証の交付を受けていない者（ただし、認定証が失効している者を除く。）

2 第1項の規定による認定の期間は、養成研修を受講した翌年度から起算して、2年後の属する年度の末日とする。

3 認定番号は、和暦及び対象者が受講した講習回並びに受講者番号とする。

(登録)

第7条 県は、前条第1項の規定によりコーディネーターの認定を行ったときは、徳島県肝炎医療コーディネーター名簿（様式第3号）に登録を行う。

2 県は、徳島県肝炎医療コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。

(1) 疾病その他の理由により徳島県肝炎医療コーディネーターとして活動することが困難になったとき

(2) 本人から認定取消しの申出があったとき

(3) 徳島県肝炎医療コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき

(4) その他、知事が徳島県肝炎医療コーディネーターとして不適切と認めるとき

3 県は、第1項に規定する名簿を定期的にコーディネーターの配置機関へ通知するとともに、肝疾患診療連携拠点病院に提供するものとする。

(技能向上及び活動支援)

第8条 県は、肝疾患診療連携拠点病院と協働し、コーディネーターフォローアップ研修会や情報交換会の開催、情報提供等を実施し、コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。

2 第6条第1項の認定を受けた者は、技能向上の観点から、認定期間内に少なくとも1回以上受講するよう努めなければならない。

(認定の更新)

第9条 知事は、第8条第1項に規定するコーディネーターフォローアップ研修会等を認定期間内に少なくとも1回以上受講した者については、第6条第1項の規定による認定を更新し、更新認定証（様式第4号）を交付する。

2 前項の要件を満たした場合には、第6条第2項に規定する期間を、更に3年間延長するものとする。

3 更新に係る認定番号は、第6条第3項において認定した認定番号と同一とする。

(プレミアムコーディネーター)

第10条 知事は、第6条第1項の規定により認定されたコーディネーターの中から、活動の中心的な役割を担う徳島県肝炎医療プレミアムコーディネーター（以下「プレミアムコーディネーター」という。）を委嘱することができる。

- 2 プレミアムコーディネーターの認定は、プレミアムコーディネーター認定志願書（様式第5号）に基づき、次に掲げる要件を全て満たす者をプレミアムコーディネーターとして認定する。
- (1) 第8条第2項の規定による研修会等への受講が一定以上である者
  - (2) コーディネーターとしての実績が顕著で、誠実かつ熱心に活動を行う意欲を有すると認められる者
- 3 知事は、プレミアムコーディネーターの認定を行ったときは、徳島県肝炎医療プレミアムコーディネーター認定証（様式第6号）を交付するとともに、プレミアム登録名簿（様式第7号）への登録を行うものとする。

（活動状況等の報告）

- 第11条 県は、名簿に登録されたコーディネーター及びコーディネーターが配置されている機関に対し、活動状況の報告（様式第8号）を求め、活動状況等を把握することができる。
- 2 コーディネーター及びコーディネーターが配置されている機関は、県の求めに応じ、活動状況を報告するものとする。

（周知）

- 第12条 県は、コーディネーターの配置機関の一覧を作成し、それを公表するものとする。
- 2 県は、肝疾患診療連携拠点病院と協働し、コーディネーターの活動内容等について、周知を図るものとする。

（変更の届出）

- 第13条 コーディネーターは、認定証に記載された事項に変更が生じたときは、記載事項変更届（様式第9号）により、県に届け出るものとする。
- 2 県は、前項の規定による届出があったときは、認定証を書き換え交付するとともに、名簿を訂正するものとする。

（辞退の届出）

- 第14条 コーディネーターは、疾病その他の理由により本県のコーディネーターとして活動することが困難になったときは、辞退届（様式第10号）により、県に届け出るものとする。
- 2 県は、前項の規定による届出があったときは、名簿から登録を削除するものとする。

（認定の取消し）

- 第15条 県は、コーディネーターが、本県のコーディネーターとして不適切な行為を行ったときは、第6条第1項の規定による認定を取り消し、名簿から登録を抹消する。この場合において、認定を取り消された者は、認定証及びバッジを返納しなければならない。

（守秘義務）

- 第16条 コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、第7条第2項の規定により登録を削除され、又は前条の規定により認定を取り消された後も同様とする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 徳島県肝炎医療コーディネーター養成事業実施要領（平成29年1月16日制定）（次項において「旧要領」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前に旧要領に基づき養成されたコーディネーターについても、本要綱を適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

# 受講証明書

氏名			
区分		認定番号 (区分が既修の場合)	
御住所			
受講日			

あなたは 年度第 回徳島県肝炎医療コーディネーター養成講習会を受講されたことを証明します。

年 月 日

徳島県保健福祉部感染症対策課長

【認定番号】

# 認 定 証

殿

あなたを徳島県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱第6条第1項に基づき、徳島県肝炎医療コーディネーターに認定します

認定期間 年 月 日から 年3月31日まで

年 月 日

徳島県知事 知事名





# 更新認定証

殿

あなたを徳島県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱第9条第1項に基づき徳島県肝炎医療コーディネーターの認定を更新します

認定期間 年 月 日から 年3月31日まで

年 月 日

徳島県知事 知事名

(様式第5号)

## プレミアムコーディネーター認定志願書

徳島県知事 殿

所属機関：

氏 名：

電話番号：

メー ル：

プレミアムコーディネーターの認定を受けたいので、次のとおり志願書を提出します。

年 月 日

肝炎医療コーディネーター歴
現在までの活動実績 (例：肝炎検査の受検勧奨，治療に関する情報提供，医療費助成や相談窓口の案内，肝炎に関する普及啓発 等)
今後取り組みたい活動内容及び志願理由

# 認 定 証

殿

あなたを徳島県肝炎医療コーディネーターの養成及び  
活用に関する要綱第 10 条第 1 項に基づき徳島県肝炎  
医療プレミアムコーディネーターに認定します

年 月 日

徳島県知事 知事名



## 徳島県肝炎医療コーディネーター活動状況報告書

所属機関名	
氏名	
職種	
対象年度	

活動内容について、○を御記入ください。対象年度は、調査実施年度の前年度4/1から3/31までの1年度となります。

活動内容	活動実績	対象者
(1) 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発	はい・いいえ	患者・家族 その他 ( )
(2) 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内	はい・いいえ	患者・家族 その他 ( )
(3) 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言	はい・いいえ	患者・家族 その他 ( )
(4) 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨	はい・いいえ	患者・家族 その他 ( )
(5) 肝臓病教室、肝炎サロン等への参加	はい・いいえ	患者・家族 その他 ( )
(6) 事業主、人事管理部門、従業員への普及啓発	はい・いいえ	患者・家族 その他 ( )
(7) 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内	はい・いいえ	患者・家族 その他 ( )
(8) 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備	はい・いいえ	患者・家族 その他 ( )
(9) 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等普及啓発	はい・いいえ	患者・家族 その他 ( )
(10)その他		

(様式第9号)

## 記載事項変更届

徳島県知事 殿

氏 名：

電話番号：

メー ル：

徳島県肝炎医療コーディネーターの認定証に記載された事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

届出年月日 年 月 日

( ) 所属機関に変更がありました。

( ) 氏名に変更がありました。

変更前	変更後

(様式第 10 号)

## 辞 退 届

徳島県知事 殿

氏 名：

電話番号：

メー ル：

徳島県肝炎医療コーディネーターを辞退したいので、次のとおり届け出ます。

届出年月日 年 月 日

辞退者氏名	
認定証番号	
所属機関	
辞退の理由	

※認定証，認定バッジを返却すること。